

竹原市都市計画マスタープラン策定委員会及び策定部会設置要綱

(設置)

第1条 都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2に基づく都市計画に関する基本的な方針（以下「都市計画マスタープラン」という。）の策定に関する協議を行うため、竹原市都市計画マスタープラン策定委員会（以下「策定委員会」という。）及び竹原市都市計画マスタープラン策定部会（以下「策定部会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定委員会は、新たな都市計画マスタープランの策定に係る次に掲げる事項について、総合的な指導、助言及び意見交換を行うものとする。

- (1) 市の将来像に対応した都市計画の基本目標
- (2) 土地利用の基本方針
- (3) 都市施設整備の基本方針
- (4) 特定テーマに関する施策の方針
- (5) その他策定委員会が必要と認める事項

(組織)

第3条 策定委員会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者として別表第1に掲げるものを市長が委嘱する。

- (1) 市民
 - (2) 学識経験を有する者
 - (3) 関係機関及び関係団体の職員
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める者
- 2 委員長は、策定委員会において委員が互選する。
- 3 委員長は、策定委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 委員長に事故あるときは又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(策定部会)

第4条 策定委員会に、新たな都市計画マスタープランの素案の調査及び検討をさせるため、策定部会を置く。

- 2 策定部会の部会員（以下「部会員」という。）は、別表第2に掲げる者とする。
- 3 策定部会に部会長を置き、部会長には副市長をもって充てる。
- 4 部会長は、会務を総理し、部会を代表する。
- 5 部会長に事故あるときは、あらかじめ部会長が指名する部会員がその職務を代理する。

(策定委員及び部会員の任期)

第5条 委員及び部会員の任期は、新たな都市計画マスタープランの公表までの間とする。

(会議)

第6条 策定委員会又は策定部会の会議は、必要に応じて委員長又は部会長が招集し、会議の議長となる。

2 策定委員会又は策定部会は、それぞれ委員又は部会員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 策定委員会又は策定部会の会議は、出席した委員又は部会員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 策定委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(解散)

第8条 策定委員会及び策定部会は、新たな都市計画マスタープランの公表をもって解散するものとする。

(会議の公開)

第9条 策定委員会の会議は、公開とする。ただし、公開することが会議の運営に支障があると認められるときは、策定委員会に諮って出席委員の過半数でこれを決し、非公開とすることができる。

(庶務)

第10条 策定委員会及び策定部会の庶務は、都市整備課において処理する。

(委員の責務)

第11条 委員及び部会員は、策定委員会及び策定部会を通じて知り得た情報を公表してはならない。その職を退いた後も同様とする。ただし、竹原市及び策定委員会が公表した情報についてはこの限りではない。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会及び策定部会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成27年7月8日から施行する。

2 委員が委嘱された後最初に招集すべき会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

別表第1（第3条関係）

竹原市都市計画マスタープラン策定委員会委員

団体・機関役職名
学識経験者
国土交通省広島国道事務所
広島県土木建築局都市計画課
広島県西部建設事務所東広島支所
都市計画マスタープランワークショップメンバー竹原地区
都市計画マスタープランワークショップメンバー忠海地区
都市計画マスタープランワークショップメンバー大乘地区
都市計画マスタープランワークショップメンバー吉名地区
都市計画マスタープランワークショップメンバー北部地区
竹原市副市長

別表第2（第4条関係）

竹原市都市計画マスタープラン策定部会員

役職名		備考
副市長		(部会長)
総務部	企画政策課長	
	財政課長	
市民生活部	まちづくり推進課長	
	福祉課長	
	市民健康課長	
建設産業部	建設課長	
	産業振興課長	
	上下水道課長	
教育委員会	教育振興課長	